主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人古口章の上告趣意は、憲法三七条三項違反をいうが、記録によれば、一審 国選弁護人の弁護活動は、被告人の権利保護に欠けることなく、十分なされている とした原判断は、相当であるから、所論は前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由 にあたらない o

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五八年七月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
裁判官	横	井	大	Ξ
裁判官	木 戸	П	久	治
裁判官	安	畄	滿	彦